

転出に伴う諸手続きについて

手 続 項 目	吉 野 町 で の 手 続	担 当 課	新 住 所 で の 手 続
印鑑登録 をしている方	転出(予定)日をもって廃止されますので、印鑑登録証を返還してください。	町民課 ①番	必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。
マイナンバー(個人番号)カード又は住民基本台帳カードをお持ちの方	転出先でも引き続きご利用いただけます。	町民課 ①番	継続利用される方は、転入手続きの際カードを持参し、継続手続きをしてください。
国民健康保険 に加入している方	喪失届をして、保険証を返還してください。	町民課 ②番	新たに加入の手続きをしてください。詳しくは窓口でお尋ねください。
国民年金 に加入している方	特に手続きはありません。	町民課 ②番	国民年金手帳・印鑑を持参してください。
国民年金 を受給している方	特に手続きはありません。	町民課 ②番	年金受給権者住所変更の届出をしてください。届出用紙については窓口でお尋ねください。
後期高齢者医療 に加入している方	喪失届をして、被保険者証を返還してください。 還付申請書を提出してください。	町民課 ②番	新たに手続きが必要です。 負担区分等証明書が必要な場合がありますので、詳しくは窓口でお尋ねください。
身障・子ども・ひとり親・精神医療証 をお持ちの方	喪失届をして、医療証を返還してください。	町民課 ②番	新たに手続きが必要です。 課税証明書が必要な場合がありますので、詳しくは窓口でお尋ねください。
児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当 を受給している方	担当課にご連絡ください。	町民課 ②番	新たに手続きが必要です。 課税証明書が必要な場合がありますので、詳しくは窓口でお尋ねください。
介護保険 に加入している方	喪失届をして、被保険者証を返還してください。 還付申請書を提出してください。	長寿福祉課 0746-32-8856	新たに手続きが必要です。 詳しくは窓口でお尋ねください。
介護認定 を受けている方	介護保険受給資格証明書の交付を受けてください。	長寿福祉課 0746-32-8856	介護保険受給資格証明書を持参して、認定申請の手続きをしてください。
障害支援区分 認定を受けている方	障害支援区分認定証明書の交付を受けてください。	長寿福祉課 0746-32-8856	障害支援区分認定証明書を持参して認定の手続きをしてください。
妊婦健康診査補助券 をお持ちの方	補助金の使用ができなくなります。 転出届を行う際に補助券を返却してください。	長寿福祉課 0746-32-0521	新たに手続きが必要です。 詳しくは窓口でお尋ねください。
障害者手帳をお持ちの方	特に手続きはありません。	長寿福祉課 0746-32-0521	障害者手帳を持参して転出先の市町村窓口で住所変更手続きをしてください。
幼・保・こども園等・小・中学校 に在学(園)しているお子さんがいる方	各施設・学校・教育委員会にご連絡ください。	教育委員会 0746-32-0190	転入学(園)の手続きをしてください。
飼い犬の登録	特に手続きはありません。	暮らし環境整備課 環境対策室 0746-32-9024	吉野町で発行した鑑札を持参して、新しい鑑札と交換して下さい。
小型バイク (125cc以下) をお持ちの方	標識交付証明書・ナンバープレート印鑑をお持ちの上、廃車の手続きをしてください。	税務収納課 ③番	廃車済証明証・印鑑をお持ちの上、登録の手続きをしてください。
※軽自動車及び2輪の小型自動車を廃車・譲渡・住所変更した場合は手続きが必要です。(奈良県内の場合) ◇軽4輪・軽3輪 軽自動車検査協会奈良事務所 050-3816-1845 ◇2輪(125CC超250CCまで) 近畿運輸局奈良運輸支局 050-5540-2063			

※世帯全部転出される方は、上記以外に
上下水道・し尿(Tel.32-8175)などの手続きが必要です。

吉 野 町 役 場 町 民 課
Tel 0746-32-3081